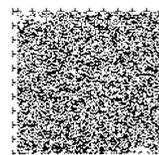


概要版

和歌山県人権施策基本方針

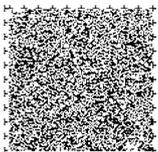
[第四次改定版]

和歌山県



目次

はじめに	1
第1章 基本的考え方	1
第2章 人権施策の推進	2
第3章 分野別施策の推進	4
環境と人権	4
情報と人権	4
災害と人権	5
女性の人権	6
こどもの人権	8
高齢者の人権	10
障害のある人の人権	12
同和問題（部落差別）	14
外国人の人権	16
感染症・難病患者等の人権	17
犯罪被害者等の人権	19
自殺	20
ひきこもり	21
犯罪をした者等の人権	21
生活困窮にある人の人権	22
性的少数者の人権	22
働く人の人権	23
その他の人権課題 （北朝鮮当局による拉致被害者等の人権、被疑者等の人権、患者の人権、アイヌの人々の人権等）	24
第4章 施策の総合的な推進	25



はじめに

基本方針の趣旨

全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、本県では、平成14年（2002年）に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例に基づき、平成16年（2004年）に「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

しかし、依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題（部落差別）など、様々な人権問題が発生しています。

特に、いじめや女性への暴力、子どもへの虐待、職場におけるハラスメントといった問題が顕著になっています。また、スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上での人権侵害が深刻化しています。

そのため、これまでの取組の成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、本基本方針の改定を行いました。この基本方針に基づき人権行政を県政の重要な柱と位置づけて、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして取り組んでいきます。

第1章 基本的考え方

人権施策の基本理念

基本理念

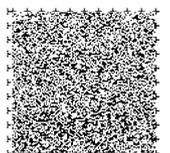
和歌山県に住み、働き、集い、学び、活動する全ての人の人権が尊重される社会の創造

めざす社会

- 全ての人が、互いに、人間としての尊厳を何よりも大切に認め合う社会
- 一人一人が、それぞれの違いを認め合い、偏見をもたず、差別することなく、思いやりをもって、共に生きる平和な社会
- 人がその努力によって、自由に自己実現を図れる、公平な機会が保障された、希望のもてる明るい社会
- 全ての人が、自然と人間との共生を大切にする、豊かな心をいただく社会

基本方針の位置づけ

- 条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示しています。
- 本県が策定している既存の各種計画に基づき施策を行う場合、又は今後新たに各種計画を策定したり、既存の施策の見直しを行う際には、この基本方針の趣旨を尊重し、整合性を図るものとします。
- 市町村に対しては、この基本方針の趣旨に沿いつつ、地域の特性に応じた幅広い各種施策を行うよう働きかけます。
- 県民や企業、民間団体等に対しても、その生活や活動の中で、一人一人が人権尊重の精神を基本として、自主的かつ積極的に取り組むよう働きかけます。



第2章 人権施策の推進

人権尊重の視点に立った行政の推進

県が行う全ての業務は、常に人権の尊重を念頭に置きつつ行われるべきであることから、人権尊重の視点に立った取組を全庁的に推進します。

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の基本的方向

県民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係機関や民間団体等と連携し、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場と機会を通じ、総合的に推進します。

人権教育の基本的な取組

家庭における人権教育

- 保護者と子どもが共に人権感覚を身に付けられるような保護者の学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実など、家庭教育への支援を図ります。

学校教育における人権教育

- 学校における人権教育の指導計画の充実や指導方法等の工夫改善の取組を支援します。
- 社会教育との連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 各学校が、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、養成・研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力をもった人材の確保に努めます。

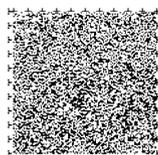
社会教育における人権教育

- 公民館などの社会教育施設を中心として、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、社会奉仕体験や自然体験など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。
- 地域社会における人権教育の推進体制の充実を図るため、指導者の養成及び資質の向上に努めます。

人権啓発の基本的な取組

県民への啓発

- 公益財団法人和歌山県人権啓発センターと連携し、人権に関する情報の収集や発信、啓発資料の作成、マスメディアを活用した啓発、参加型・体験型による各種研修及び人権相談業務などを通して県民への啓発を総合的に実施します。



- 各人権課題について、民間団体等と連携しながら積極的に啓発に取り組みます。
- 国や市町村等と連携して、「和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会」による啓発活動の充実を図ります。

企業等への啓発

- 人権が尊重される職場づくりなど、人権尊重の視点に立った企業活動の推進のため、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。また、そのために必要な指導者養成研修等の開催、啓発資料や情報の提供、研修講師の派遣などにより、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援します。
- 国・県・市町村等と連携・協力した人権啓発活動の取組を企業等に働きかけます。
- ハラスメント等の相談窓口の設置などを働きかけるとともに、国・県等の相談機関の周知を図ります。
- 採用にあたっては公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう、国と連携しながら啓発を推進します。

特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

- 職場研修などによって、行政職員、教職員、警察職員など人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発のより一層の充実・強化を図ります。
- 研修指導者の養成や研修に必要な情報の提供に努めます。

人材の育成と調査・研究の推進

- 指導者の育成に努めるとともに、講師の派遣要請に応じるため講師団の充実に努めます。
- 現状の人権意識の調査・分析などを通して教育・啓発に関する手法等についての研究を進め、それぞれの地域や理解度に応じた啓発や、マスメディアの活用など効果的な人権教育・啓発に努めます。

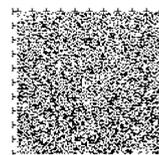
相談・支援・救済の推進

相談・支援体制の充実・強化

- 各種相談・支援機関の情報について積極的に周知を図ります。
- 人権を侵害された被害者等が安心して相談ができるように、相談者のプライバシーに配慮するとともに、相談体制の充実を図ります。
- 相談員等の資質向上に努めるとともに、各相談・支援機関の連携強化を図ります。
- 国・市町村、民間団体等との相互の連携・協力を図ります。

救済体制の整備

- 国に対して、被害者の救済に必要な実効性のある法制度の早期整備に関し要望を行います。
- 相談支援の強化等の人権侵害に対する救済手法の充実など、被害者の視点からより有効な救済を図るよう取り組みます。



第3章 分野別施策の推進

環境と人権

現状と課題

- 環境問題は、特定の産業等の生産活動を原因として発生するものだけではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生する問題へと拡大しています。
- 温室効果ガスの増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊などは、地球規模で未来に影響を及ぼす重大な問題と認識されています。
- 平成27年（2015年）に国連でSDGsが採択され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓う中で、特に、地球温暖化に対応するため、同年、先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」に代わる「パリ協定」が採択され、世界中の多くの国や地域が参加して、温室効果ガス削減目標の達成に向けて取り組むこととなりました。

基本的方向と取組

「和歌山県環境基本計画」に基づき、安心安全で快適な生活環境の保全を前提に、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築を併せて進めることで、持続可能な社会をめざして取り組んでいきます。

- エコドライブの推進や省エネ家電の普及等の省エネルギーの推進にむけた普及啓発に取り組みます。
- 日照時間が長い本県の特徴を活かした太陽光発電等の導入を促進します。
- 二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う森林の整備を推進します。
- 「企業の森」など、県民や企業等の多様な主体による森林保全活動を支援します。
- 人権尊重の視点に立った環境保全意識の向上と環境教育などにも積極的に取り組みます。



情報と人権

▼プライバシーの保護

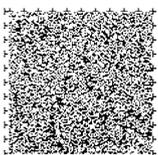
現状と課題

- 高度情報通信社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する個人情報大量に流出する事件が発生しています。
- 住民票の写しや企業が保有する顧客情報等の様々な個人情報が不正に取得され、売買されるという事件が発生しています。

基本的方向と取組

「個人情報の保護に関する法律」等の適正な運用や遵守により、個人の権利利益の保護を図るとともに、情報公開により個人の正当な権利利益を侵害することのないように個人情報の適切な保護に努めます。

- 県民の個人情報を適正に取り扱うための研修や点検を実施し、個人情報の漏えい防止に努めます。
- 事業者に対しては、個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう啓発に努めます。
- 住民票の写し等の不正取得を未然に防止する取組を、市町村と連携し進めます。



▼インターネット上の人権侵害

現状と課題

- インターネット上で匿名性を悪用し、SNSやホームページなどに個人や集団等を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現が掲載されるなどの人権侵害が発生しています。
- インターネット上での人権侵害が深刻化してきていることから、令和6年（2024年）に、大規模プラットフォーム事業者に対して誹謗・中傷等投稿の削除申出への対応の迅速化等を求めた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」が成立しました。

基本的方向と取組

被害の拡大防止に迅速に対応するとともに、県民に対しても、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

- 関係機関と連携し、インターネット上での差別書き込みなどを早期に発見し、対象者に対して指導等を実施するとともに、プロバイダ等への削除依頼など、被害の拡大防止を図ります。
- 国に対して、実効性のある法的措置を含め適切な対応が講じられるよう求めています。
- インターネットの利用に際して、情報モラルや情報リテラシーを身につけられるよう教育・啓発を推進します。

災害と人権

現状と課題

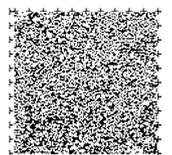
- 東日本大震災では、避難所の運営等において女性や高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮に欠いた事例が報告されています。
- 近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震においては、本県でも甚大な被害が起こりうると考えられています。平常時から一人一人が他者への配慮や差別の防止について、自らのこととして捉え行動できるよう、取組を推進していく必要があります。

基本的方向と取組

県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村が相互に連携を図りながらその責務と役割を果たすことを基本理念とし、災害から生命、身体及び財産を守るため、平成20年（2008年）に「和歌山県防災対策推進条例」を施行しました。

災害時等においてもそれぞれの人の特性やニーズに応じた対応ができるよう、人権尊重の視点に立った防災対策を実施します。

- 福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう「福祉避難所設置ガイドライン」を作成するなど、要配慮者の避難支援に取り組みます。
- 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の改定に応じ、市町村の避難所運営マニュアルの改定が進むよう取組を推進します。
- 防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の参画推進に努めます。



女性の人権

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識や制度のもとで、政策・方針決定過程への女性の参画が妨げられる、就職や職場における男女間の格差がある、育児や介護の負担が女性にかかるなどの問題があります。
- 配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの重大な人権侵害が社会的な問題となっています。このような暴力行為の背景には、男性優位の意識や男女間の経済力の格差などの社会意識や構造が存在しています。
- 男女間の格差の是正や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保するためには、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現する必要があります。

基本的方向と取組

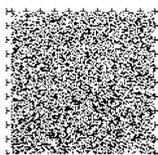
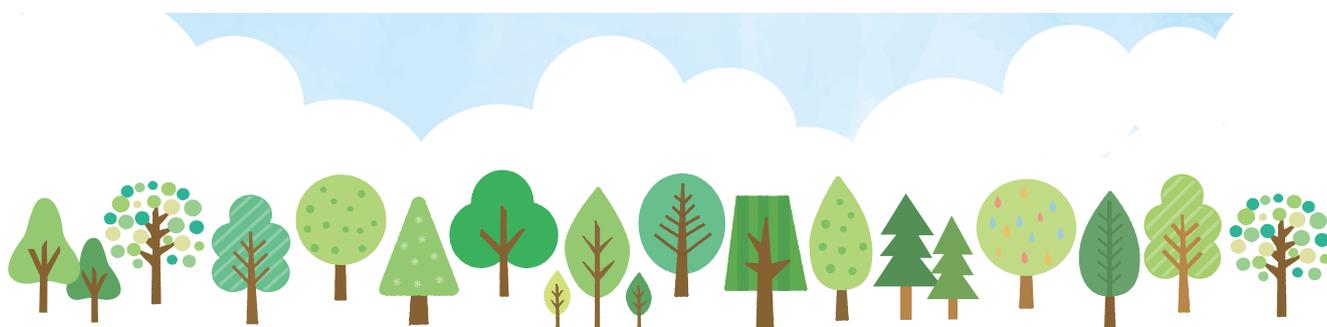
「和歌山県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画や人権について啓発や教育を進めるとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進することで、「元気な和歌山」の実現に向けた取組を推進します。

元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

- 家庭や地域、職場などのあらゆる分野で、誰もが性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮し、互いに支え合う社会づくりを進めます。
- 地域活動や生産・経営活動における方針決定へ女性が参画できる環境づくりを推進します。
- 学校教育を通じ、人権尊重や男女平等について発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、親やこれから親になろうとする人が、男女共同参画の視点に立った家庭教育ができるよう学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画について、県民が身近な問題として捉えることができるように広報・啓発活動を進めるとともに、女性の人権に関する相談体制の充実に努めます。

政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

- 県や市町村が設置する審議会等への女性委員の登用が進むよう取り組みます。
- 民間企業等の方針決定過程への男女共同参画を促進するために、情報提供や啓発を行います。
- 防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の参画推進に努めます。



働く場と家庭における男女共同参画の推進

- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の基本理念について労働者、事業者双方に周知するとともに、優れた取組に対する顕彰、各種セミナーやシンポジウムの開催などを通じて、ジェンダーにかかわらず能力が発揮できる環境づくりを進めていきます。
- 起業や再就職等をめざす女性に対し、相談や情報提供等を通じた支援に努めます。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の周知を図るとともに、仕事と子育て・介護の両立に向けた取組を進めます。
- 子どもを産み育てることができる環境を整備するため、子育て支援策を積極的に進めていきます。
- 家事や育児、介護等は男女双方が担うべきであるということを啓発します。

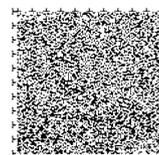
あらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

- あらゆる暴力の根絶のために、相談窓口の機能強化や相談機関の連携を強化するなど相談体制の充実を図るとともに、配偶者等からの暴力的行為への厳正な対応、被害者の保護や自立支援を行います。また、中・高校生へのデートDV防止教育など若年期から予防のための取組を進めます。
- 学校や地域社会、職場等のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントの防止について、「セクシュアルハラスメントは人権侵害である」という啓発を行います。
- 性犯罪やストーカー行為などの発生を防ぐ環境づくりと被害者への配慮ある対応を強化し、性犯罪対策を推進します。
- 暴力を助長・連想させるような表現や、過度の性的な表現が各種メディアに存在する中、表現の自由を尊重しつつ、人権尊重の視点に立った表現の重要性を周知・啓発します。
- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援するため、包括的な支援体制の充実に取り組みます。



性の在り方を尊重する意識づくり・健康づくり

- 性の多様性が尊重され、性と生殖に関しそれぞれの人権が尊重されることの重要性を啓発します。
- 女性の健康をめぐる様々な問題について、相談体制を整備するとともに、女性の生涯にわたる健康支援を行います。



こどもの人権

現状と課題

- 児童虐待については、令和5年度の本県児童相談所における児童虐待相談件数が過去最多となるなど、本県でも大きな問題となっています。
- こどもの貧困については、親の経済的不安定などにより、こどもの教育格差が生じたり、健康で文化的な生活が送れなくなるなど、また、このような状態の世代間連鎖等が問題となっています。
- 少年非行を起こすこどもについては、育ってきた環境や抱えている問題は様々ですが、全体的な特徴として、規範意識や人とのコミュニケーション能力が低く、感情や行動をコントロールする力が弱いことが指摘されています。
- インターネットやスマートフォン・SNS等の普及と利用者の拡大に伴う、児童買春や児童ポルノ等性的搾取の急増、コミュニティサイトなどを利用した誹謗・中傷事案が増加しています。
- 通学も就業もしていない若年無業者やひきこもりなど社会生活を円滑に営むことが困難なこども・若者が増加しています。また、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーも増加しています。
- いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるなど、大きな社会問題となっています。
- 家庭や地域、学校、行政の取組において、こどもの参加の権利を尊重する意識はいまだ十分とはいえない状況です。

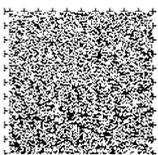
基本的方向と取組

全てのこどもの人権が保障されるとともに、こどもが自身に関わるあらゆることに関し自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会環境づくりやこどもが主体性をもって健やかに成長していけるよう発達段階に応じた総合的な支援に取り組めます。

また、こどもの人権が侵害された場合には、速やかにその救済を図り、こどもや家族の支援に努めます。

児童虐待などへの取組

- 児童虐待の発生予防に向けた県民意識の醸成を図ります。特に、体罰や暴言による「しつけ」は児童の成長に悪影響を及ぼすものであることを広く周知します。また、相談・支援体制の充実を図るとともに、各相談・支援機関の周知についても推進します。
- 関係機関に対し、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底するよう働きかけ、相談に対して助言・指導を行うことにより、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所において専門職員の充実を図り、児童虐待への早期対応、児童の一時保護及び保護者へのカウンセリングの充実に取り組めます。また、より迅速な対応に向け警察との連携強化を図るとともに、市町村と適切な役割分担のもと、的確な対応に努めます。
- 児童虐待等により、家庭での養育が困難又は適当でない児童に対する社会的養護の充実にも努めます。
- 虐待等により心に深い傷をもつ児童に対し、より家庭的な環境で支援が行えるよう里親制度の普及、啓発や小規模住居型児童養育事業の推進を図ります。



- 意見表明等支援事業の実施など、里親家庭や児童養護施設等に措置又は一時保護された児童に意見表明の機会の場を確保し、児童の権利擁護に努めます。
- 児童養護施設等を退所する児童の支援に取り組みます。

いじめなどへの取組

- 教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図るとともに、自他の大切さを認めることができる人権教育の充実を図ります。
- 子どもが発する小さなサインを発見する体制を整えます。また、「いじめ問題対応マニュアル」等を活用するとともに、スクールカウンセラー等の専門職と協働し、早期発見・早期対応のための取組を進めます。
- インターネット上の情報モラルや情報リテラシーに関する広報・啓発活動を図るとともに、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- 校内暴力やいじめ等の防止・救済のため、学校へのスクールカウンセラー等の配置を進め、また電話相談等による教育相談体制の充実を図ります。

子育てしやすい環境づくり

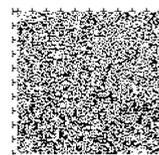
- 地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育てに関する様々な情報の提供を図ります。
- 多様な保育サービスや放課後対策の充実など、育児と仕事の両立への支援を図ります。
- 休日夜間急患センターにおける小児科の診療体制の充実など、小児救急医療体制の整備を進めます。
- 働きながら子どもを生き育てることができる職場環境づくりに向けた取組を進めます。

社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者への支援

- 教育、保健、福祉、医療、矯正、更生保護、雇用等の支援機関のネットワークづくりを推進します。
- 若者サポートステーション With You において相談を受け付けるとともに、一人一人の課題を解決するためのカウンセリングやセミナー型支援プログラムを提供し、円滑な社会生活が送れるように支援します。

こどもの健全な成長を促す環境づくりとこどもの人権についての教育・啓発

- 学校や地域において、「児童の権利に関する条約」などこどもの人権についての教育・啓発活動を行います。
- 子どもが命の大切さや自身と他者の人権の重要性について十分理解できるよう人権教育を充実させるとともに、基礎的・基本的な学力を身に付けることができるような取組を進めます。
- 自然体験活動の機会の充実に努めるとともに、地域の児童館等の活用などにより、子どもがのびのび遊べる場や交流の場の充実を図ります。
- 犯罪被害を受けた子どもと家族の悩みや問題に対して、「少年サポートセンター」や、学校、児童相談所等関係機関が連携し支援活動を進めるとともに、犯罪の防止に努めます。
- 図書、インターネット等による有害情報などから子どもを守り、非行が芽生えない環境づくりを推進します。また、インターネットによるこどもの犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。さらに、非行に陥ってしまった子どもや家族への支援と更生が図られる社会意識の醸成に努めます。
- こどもの貧困の解消に向けた対策については、経済的支援を含む教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援を3つの柱として取り組みます。



高齢者の人権

現状と課題

- 本県においては高齢人口比率が高く、今後も高齢化が進むことが予測されています。
- 高齢者をひとくくりにした偏見や固定観念、年齢制限等による就業機会の不足などにより、高齢者の経済的な自立や社会参画が困難となる場合があります。
- 家族の介護力の低下や介護期間の長期化の傾向もあり、介護を必要とする高齢者がいる家族の心身の負担が重くなりつつあります。
- 暴行・暴言、介護放棄、財産・金銭面での権利侵害などの虐待の問題が発生しています。
- 手助けが必要となった状態であっても、地域で安心して暮らし続けられるように、地域で支え合う体制づくりをNPO等と連携しながら進めていく必要があります。

基本的方向と取組

「高齢者が安心していきいきと暮らすことができる和歌山」の実現をめざして策定した「わかやま長寿プラン」に基づき、高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施に取り組めます。

高齢者の人権尊重と人権意識の向上につながる啓発

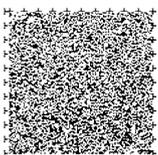
- 高齢者の人権に対する理解と長寿社会への対応について県民の関心を高めるため、広報啓発に努めます。
- 人権学習や啓発活動への取組を推進し、高齢者自身が人権意識を高められるよう努めます。

高齢者の人権を尊重したサービスの推進

- 高齢者福祉施設等に対し、高齢者の人権尊重やプライバシーの保護についての研修を積極的に行うよう指導するなど、介護支援専門員や社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の資質の向上を図ります。
- 施設においては、入居者のプライバシーに配慮した居住空間の確保や、サービスの向上のためユニット型施設の整備を促進します。

十分な情報提供と相談体制の充実

- 適切なサービスが選択できるよう、サービス事業所等のわかりやすい情報提供に努めます。
- 当事者間では解決困難な福祉サービスに関する苦情等に対して、適切な苦情解決体制の充実を図ります。



認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

- 判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある高齢者の生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。
- 認知症に対する正しい理解の促進や、適切な介護についての知識等の普及啓発に努めます。
- 認知症高齢者を介護している家族支援のため、電話相談窓口を開設するとともに、交流集会の開催を促進します。
- 認知症の早期発見・早期診断に向けた認知症サポート医の養成等、地域医療支援を促進します。
- 認知症高齢者とその家族を地域で支えていくため、総合的な支援体制の構築を促進します。
- 認知症高齢者が、より安心して生活できるグループホームの整備を促進します。

高齢者の権利擁護のための取組

- 高齢者虐待について、市町村や地域包括支援センターにおいて適切な対応ができるように、市町村職員等に研修会を開催し、対応力の向上を図ります。
- 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者虐待への対応が困難な事例や成年後見制度の手続き等に関する様々な相談などに対応するため、弁護士や社会福祉士による適切な助言および支援を行います。
- 養介護施設従事者等に対し高齢者虐待を防止するための研修を実施します。
- 高齢者虐待の防止に関する啓発を行い、正しい知識を普及し、予防や早期発見につなげます。

高齢者を介護する家族への配慮

- 高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、介護保険、その他の高齢者保健福祉サービスの利用促進を図るとともに、家族介護支援対策を推進し、家族や社会全体で高齢者の介護を支え合える環境づくりを進めます。

高齢者の生きがい対策の推進

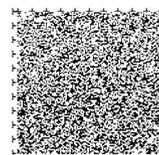
- ボランティアなど社会参加活動を通して、生きがいや健康づくりを推進する活動を促進します。
- 高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

地域包括ケアシステムの深化・推進とボランティア等による取組の推進

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民やNPOによる見守りや支え合いの自主的な活動を促進します。
- 地域見守り協力員や見守り協力に係る協定を締結している民間事業者による“さりげない見守り”活動を推進することで、高齢者を支援し、温かく見守り合える地域づくりを進めます。
- 地域の実情にあった地域包括ケアシステムを推進できるよう、各地域の取組を促進します。

生活環境の整備

- 住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間全体のバリアフリー化を促進し、全ての人が安心して生活できる環境整備を進めます。
- 福祉施策と住宅施策の連携を図り、高齢者の日常生活に配慮した居住空間の整備を促進します。



障害のある人の人権

現状と課題

- 令和5年（2023年）に全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。
- 障害のある人に対する虐待については、福祉施設や医療機関、家庭や就労先など様々な場面で起こりうる課題です。
- 障害のある人が、地域で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現するためには、関係機関の連携協力のもと、障害それ自体や障害のある人への県民の理解を一層促進し、心理的な障壁を解消するとともに、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画できる環境をつくる必要があります。

基本的方向と取組

「紀の国障害者プラン2024」に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って、共に生きる「共生社会」の実現に向け取り組みます。

障害に対する理解の促進

- あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動に取り組むとともに、様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを行う「あいサポート運動」を推進します。また、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝えるヘルプマークの周知に取り組みます。
- 地域や学校などにおいて、相互理解が深まるよう取組を進めるとともに、教育・啓発活動を推進します。
- 公共サービス従事者をはじめ教育、福祉、医療・保健サービス等に従事している職員に対する啓発や研修の充実を図ります。

「あいサポート運動」



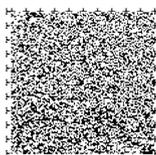
「ヘルプマーク」

特別支援教育の充実

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の更なる充実を図るとともに、適切な指導及び必要な教育支援を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うため、特別支援学校などの専門機関が地域のセンター的な役割を果たすことができるよう体制の整備を行います。

就労支援

- 一般企業への就労促進や福祉施設の工賃水準の向上を図るため、障害のある人の就労支援策を総合的に推進します。また、県職員の雇用の促進と働きやすい環境づくりに取り組みます。
- 企業の障害者雇用に対して理解と関心を深め、促進するため、関係機関と連携して障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報、活用促進に努めます。
- 障害のある生徒やその保護者の就労に対する意識の向上を図るとともに、教員、施設職員等支援者の障害者就労についての意識改革を促進します。



障害のある人の権利擁護

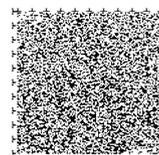
- 教育機関等職員への研修実施により虐待防止に努めるほか、市町村障害者虐待防止センター及び和歌山県障害者権利擁護センターにおいて、通報受付による虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 人権擁護のための相談体制の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進に努めるなど障害のある人の権利擁護に向けた取組を進めます。
- 精神科入院患者の人権に配慮した医療の確保を図るため、入院患者の処遇等について、精神科病院に対しての実地指導や審査の充実を図ります。

地域での自立生活支援

- 生活の場となるグループホーム等の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実等を促進します。
- 障害の早期発見や治療、機能回復訓練により、適切な保健サービスの提供を進めます。
- 市町村や地域自立支援協議会等と連携して、重層的な相談支援体制の整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムを構築し、障害のある人のライフステージに対応した支援を実施します。
- 施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退所や退院が可能な人について、地域での生活への移行や継続を促進します。また、精神障害等についての県民の理解を深めるための啓発に取り組みます。
- 発達障害のある人に対して乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行います。また、どこに住んでも必要な専門的支援を受けられるよう、支援者等の専門性を高めるとともに、地域で専門的支援を行う中核的人材を育成します。
- 医療的ケアが必要な障害児等が、生活スタイルを選択できる体制づくりを推進します。和歌山県医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施します。
- 高次脳機能障害支援普及事業拠点機関において、専門的な相談支援を行うとともに、高次脳機能障害のある人や家族に対する包括的、総合的な支援を実施します。

社会参加の環境づくり

- 住宅、建築物、公共交通機関等生活空間全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進します。
- 身体障害者補助犬への理解を促進し、大切なパートナーとして暮らせる環境づくりを推進します。
- IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進など、情報・コミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- 手話を使いやすい環境づくりを推進します。
- スポーツや文化芸術に親しめる環境を整備するとともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員やボランティアの養成、確保に努めます。また、多様な生涯学習の機会の充実を図るとともに、スポーツや文化活動等により、障害のある人とない人が交流できる機会の拡大に努め相互理解を促進します。



同和問題（部落差別）

現状と課題

- 同和問題は多くの人の努力によって解決に向かっているものの、教育、就労、産業等の面でなお較差が存在しているなど、「現実の課題」として残されています。
- 個人を誹謗・中傷する発言や、不動産取引等に関わって同和地区の所在を調査したり行政機関へ問い合わせたりするなどの差別事件が発生しています。
- 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しています。
- 平成 28 年（2016 年）、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。
- 令和 2 年（2020 年）、部落差別のない社会を実現することを目的に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。
- 令和 6 年（2024 年）、同和地区出身であることなどの情報を公表することが人格的な利益を侵害する行為であるとする東京高等裁判所の判決が、最高裁判所の上告棄却により確定されました。

基本的方向と取組

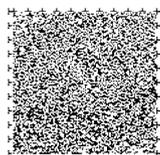
同和問題を人権問題という本質から捉え、今日までの成果と現状を踏まえつつ、様々な課題に対し、人権尊重の視点に立った取組を行います。また、「和歌山県部落差別解消推進条例」に基づき、相談体制の充実に努めるとともに、教育啓発活動に取り組みます。加えて、インターネット上の人権侵害の防止にも取り組んでいきます。

教育・啓発の一層の推進

- 同和問題解決のカギは家庭にあることことから、広報紙やマスメディア等を活用し、啓発活動を推進するとともに、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実などの支援に努めます。
- 学校教育では、発達段階に応じ教育活動全体を通じて計画的に人権教育を推進するとともに、教育の機会均等の観点から、修学支援の取組を推進します。
- 社会教育などを通じて、同和問題についての認識を深めるための教育・啓発活動を推進します。また、住民が自ら進んで学習活動に取り組めるよう、地域の実情に即した学習機会の充実に努めます。
- 企業や各種団体において、同和問題についての理解と認識を深めるための系統的、計画的、継続的な研修ができるよう指導に努めるとともに、えせ同和行為の根絶に向けた啓発活動に取り組みます。
- 性別・年齢・職業などが違う人々の様々な視点に配慮したきめ細かな啓発活動を展開するよう努めます。
- 県民の理解と認識が一層深められるよう、内容・手法等に創意工夫をした啓発活動を推進します。

相談体制の充実

- 相談窓口についての周知を行うとともに、迅速かつ適切に対応できるよう、相談担当職員の資質向上に努めます。



産業の振興・雇用の促進

- 独自の生産、販売、サービス提供手法の開発など中小企業等の振興を図ります。
- 農林漁業については、農林水産物の高品質化、作業の省力化を図りつつ、法人化や経営規模の拡大、複合化等を推進し、農林漁家の経営安定に向けた取組を支援します。
- 企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深めるための啓発を行い、本人の資質、能力に関係のない理由による不利益がないよう、就職の機会均等を図ります。

福祉・健康増進の充実

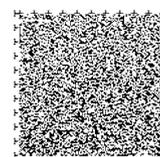
- 子育て支援、高齢者や障害のある人への支援など、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。
- 健康増進についての普及・啓発や、生活習慣を重視した健康づくりを総合的に推進します。
- 隣保館については、地域社会全体の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割が期待されており、その活動を支援します。

生活環境等の整備

- 全ての人が住みたい地域で、また、安全な生活環境の中で安心して暮らせることが大切です。このため、市町村が行う、周辺地域と一体となった、住民の主体的な参加による、今日的視点での課題意識に基づいた人権が尊重されるまちづくりを支援します。

部落差別への対応と被害者の救済

- 差別事象が発生した場合は、「和歌山県部落差別解消推進条例」に基づき、部落差別を行った者に対して、部落差別は許されないものであるということを諭し、部落差別を行わないよう指導するなど、被害者の立場に立った有効な救済が図られるよう適切な解決に努めます。
- インターネット上での差別書き込みに関するモニタリングを実施し、部落差別であると確認した場合は、地方法務局や市町村等と連携しながらプロバイダ等に対し削除要請を行うなど、被害の拡大防止を図ります。
- 削除要請に応じないプロバイダがあり、人権侵害情報が拡散され続けていることから、インターネット上の人権侵害防止のため、早期に法整備等の実効性のある対策を講じるとともに、地方公共団体からの削除要請に迅速に応じるよう国に対して要望します。
- 人権侵害による被害者の救済を行うため、独立性・迅速性・専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備するよう国に対して要望します。



外国人の人権

現状と課題

- 日本社会には、様々な民族、文化的背景をもつ方々が暮らしており、外国人労働者は、今後ますます増加していくと見込まれます。
- 文化の違いによる理解不足から外国人に対する偏見や差別が生じています。
- 平成 28 年（2016 年）、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消をめざした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。
- 就労の場では、日本人と比べて不利な条件で雇用されるなどの問題が起こっています。

基本的方向と取組

外国人の人権尊重のため、外国人が安心して暮らせる環境づくりを、民間団体等とも連携を図りながら推進します。

人権尊重のための教育・啓発活動の充実

- 文化の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、様々な機会を通じて互いの理解を深めるための教育・啓発に努めます。
- 外国人の人権が尊重される社会をつくるために、セミナー、ワークショップの開催や、講師の派遣など、関係団体等と連携しながら啓発活動を展開します。

情報提供、相談事業の充実

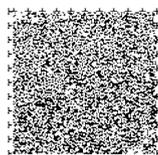
- 道路標識や公共施設等での外国語併記をさらに進めるとともに、外国語による施設の利用方法等の情報提供に努めます。
- 災害に関する情報について、平常時から外国人への必要な情報の提供に努めます。
- 和歌山県国際交流センターを拠点に、外国人への生活に関する情報の提供に努めるとともに、外国語による相談窓口の対応言語数の拡充など、相談事業の充実に努めます。

児童生徒の教育環境の整備

- 外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりを進めるとともに、和歌山県立高等学校入学者選抜において、特別な措置が必要と判断された志願者に対して配慮を行います。

医療・保健、福祉等の充実

- 外国語に対応できる医療機関の情報提供など、医療・保健について利用しやすい環境、支援体制の整備を推進するとともに、福祉に関する相談体制の整備に努めます。



適正な雇用の促進

- 県内で仕事を求める外国人のために、相談体制の充実に努める一方、雇用主等に対する指導や啓発などを行うことにより、適正な雇いを促進します。

定住外国人の意見の反映

- 審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、定住外国人も含めた幅広い人材の登用に努めます。
- 県職員への採用について、引き続き職務の内容と国籍の必要性を検討し、適切に対処します。

感染症・難病患者等の人権

現状と課題

ハンセン病

- ハンセン病に対するこれまでの政策や誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。
- 療養所入所者の多くが、長年の隔離政策等により療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。

H I V感染者等

- 人目を気にして、エイズ相談や検査を受けにくいことや、職場で差別等を受けることを恐れて、感染していることや患者であることを隠さなければならないという状況があります。

難病患者等

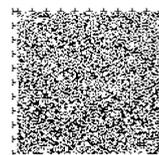
- 働く意欲をもっていても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある仕事につけないことや、難病に対する無理解による差別や偏見が存在しています。

基本的方向と取組

感染症や難病に関する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消するとともに、適切な医療の確保と患者や家族への支援体制の整備に取り組みます。

正しい知識の普及啓発と理解の促進

- H I V感染を予防し、患者・感染者への理解を促進するため、研修会や講習会を開催するとともに、「世界エイズデー」（12月1日）にあわせた活動を実施します。
- 学校教育において、H I Vなどの感染症等に対する偏見や差別を払拭し、人を思いやる心を育む教育を推進します。
- 感染症や難病に関する県民の理解を深め、誤った知識に基づく偏見や差別を解消します。

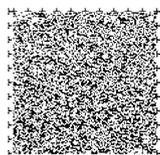


良質かつ適切な医療の提供

- エイズ拠点病院において良質な医療を提供するとともに、精神面のケアを推進します。
- 新型インフルエンザ等感染症等に係る必要な措置を迅速かつ確に講じることにより、医療提供体制を確保します。
- 難病のうち、客観的な診断基準が確立し、かつ重症度が高いものについて、医療費の公費負担を行い、患者負担の軽減を図ります。
- 原因が不明で治療法が確立していない難病等の治療に際しては、最善の医療を提供するため、患者に診療の目的・内容について適切な説明を行う一方、「インフォームド・コンセント」を促進します。

相談・支援体制の整備

- ハンセン病療養所入所者の里帰り事業や、入所者への訪問事業を推進し、社会復帰を支援します。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生時には、県民の不安や悩みに対応する相談体制の整備を図ります。
- 難病患者に対し、市町村が実施するホームヘルプサービスや日常生活用具給付等の事業を支援します。
- 難病患者の在宅療養を支援するため、保健所の保健師が中心となって、関係機関との連携のもとに家庭訪問等の施策を推進しながら総合的なサービスを提供できる地域支援体制の整備を図ります。
- 難病患者が早期に正しい診断を受け、身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療提供体制の整備を図ります。
- 重症神経難病患者への適時適切な入院施設の確保や、円滑な在宅療養への移行を支援できるよう協力医療機関の確保に努めます。
- 同じ病気を持つ患者や家族が悩みを分かち合い、情報交換を行える患者会や家族会の活動を支援します。
- 和歌山県難病・こども保健相談支援センターにおいて、相談支援活動を推進します。
- 病気で長期間入院しなければならない児童生徒のため、院内学級の充実を図ります。



犯罪被害者等の人権

現状と課題

- 犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも大きな影響を与えます。
- 生命・身体等の直接的な被害だけでなく、二次的被害（事件に遭ったことによる精神的ショックや失職・転職による経済的困窮など）に苦しめられます。
- 大きな精神的・心理的衝撃を受けることによりトラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が残ることもあり、精神的被害は深刻です。

基本的方向と取組

「和歌山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、市町村及び関係団体等と相互に連携を強化しながら、人権尊重を基本とした各種施策を推進するとともに、再被害防止や重大犯罪の未然防止に取り組みます。

啓発活動の推進

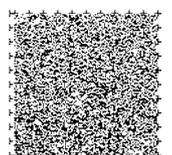
- 犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性についての啓発活動を推進します。
- 警察や行政職員などへの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促進します。
- 犯罪被害者等への二次的被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道に際し自主規制を行うよう理解を求めます。

相談・支援体制の充実

- 犯罪被害者等相談窓口の充実・周知を図るとともに、性犯罪被害相談などの対応を適切に行い、心身の回復を図れるよう関係機関と連携して緊急医療や心のケアなどの総合的な支援を行います。
- 県、市町村及びその関係機関等が相互に連携を強化し支援体制の充実を図ります。
- 精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、医師等によるカウンセリングが適切に受けられるよう支援体制を運用します。
- 公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者又はその遺族に対して、犯罪被害給付制度による支援を推進します。
- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために生活資金の貸し付け等の支援の充実を図ります。
- 犯罪被害者等が弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する等の支援を図ります。

再被害防止措置の強化

- 同じ加害者から再度危害を受けることを未然に防止し、安全確保を徹底するため、警察及び関係機関における防犯指導、警戒措置等の再被害防止措置を強化します。
- 犯罪被害者等が転居しても、関係都道府県警察と情報を共有し、再被害防止措置を図ります。



重大な犯罪の未然防止措置の強化

- ストーカー行為など、重大事件に発展するおそれのある前兆事案等に対しては、行為者に対する早期の警告や積極的な検挙等を講じて、重大事件発生 of 未然防止に努めます。
- 家庭内や地域における犯罪の芽を早期に発見し、より重大な犯罪の未然防止に努めます。

自殺

現状と課題

わが国では、令和2年（2020年）以降、10歳から39歳までの若い世代の死因の第一位が自殺となっており、また、自殺死亡率が他の先進国と比較しても高い水準にあります。

基本的方向と取組

「第2期和歌山県自殺対策計画」に基づき、和歌山県自殺対策推進センターが中心となり、医療、福祉、教育、産業等の関係団体と相互に連携し、相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族へのケアなど、生きることへの包括的な支援としての自殺対策を進めます。

市町村等関係機関への支援の強化

- 市町村や関係機関、民間団体等に対し、情報提供や研修等の支援を行うことにより、地域の状況に応じた自殺対策を推進します。

地域におけるネットワークの強化

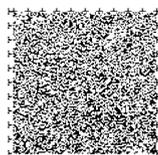
- 県、市町村、関係機関等が連携し、自殺の背景にある問題に応じたネットワークを強化します。

自殺対策を支える人材の養成及び確保

- 様々な分野の関係者や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保し、幅広い分野で自殺対策教育や研修を実施するとともに、早期発見、早期対応を図るための「ゲートキーパー」を養成します。

自殺予防のための啓発や教育の充実

- 自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺に追い込まれる危機に至った人の心情や背景を正しく理解することで、自殺を考えている人の存在に気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことができるよう普及啓発を行います。さらに、こころの不調を感じた時は「誰かに援助を求めることが適当である」という理解を深めるための教育や啓発を実施します。



職場環境の整備・充実

○過重労働やハラスメントの防止、職場におけるメンタルヘルス対策を促進することで、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを推進します。

精神保健医療サービスの体制の整備

○自殺に追い込まれる背景にあった問題に対して包括的に支援できるよう、精神科医療と保健、福祉の連動性を高めます。

相談体制の充実

○自殺対策等に関連する相談体制を整えるとともに、情報集約や情報提供の体制を図ります。

自殺リスクの高い要因への取組

○様々な悩みや問題を抱えた人に対し、それらの問題が複雑化、複合化する前に必要な「生きる支援」につながるよう、総合的に取組を進めます。

ひきこもり

現状と課題

ひきこもりは、社会経済的要因、地域の状況、家庭環境や挫折体験等様々な要因により、概ね家庭にとどまり続けることで、社会的参加が長期にわたって失われるものであり、本人と家族に対する包括的な支援が必要です。

基本的方向と取組

和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所による相談支援や、啓発活動を行います。また、若者支援や関係機関との連携に加え、市町村の取組を支援し、本人や家族に対する支援体制の充実を図ります。

犯罪をした者等の人権

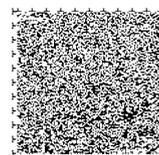
現状と課題

犯罪をした者等（非行少年又は非行少年であった者を含む。）は、社会での理解不足等により、本人の真摯な更生意欲だけでは社会復帰は厳しい状況にあり、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

基本的方向と取組

犯罪をした者等に対する理解不足や偏見による差別意識を解消するための啓発活動（社会を明るくする運動等）を進めるとともに、更生保護活動を行う民間団体等に対し支援を行います。

さらに、和歌山県地域生活定着支援センターを拠点に、高齢者又は障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援します。



生活困窮にある人の人権

現状と課題

様々な問題を抱え、生活上の困難について周囲に支援を求められないといった社会的孤立が課題となっています。さらに、社会経済情勢が変化中、不安定な就労状態に伴う所得の低下等により経済的な困窮に至るリスクの高い人が増加しています。

ホームレスの中には劣悪な環境や、十分な食事をとることができないなどの問題が生じています。また、ホームレスへの暴力なども発生しています。

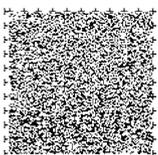
基本的方向と取組

県内の生活困窮にある人の実態を十分に踏まえ、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、困窮状態から早期脱却できるよう自立相談支援や就労支援等に取り組みます。

性的少数者の人権

現状と課題

- 異性愛以外の性的指向のある人は、差別的な言葉に傷ついたり、恋愛や結婚が異性間のものであることを前提とした言動に違和感をもつことが少なくありません。
- 出生時に登録された戸籍の性別に違和感をもち、異なる性別で生きたいと思う人も、周囲の差別的な言葉や雰囲気にも苦しみを感ずるとともに、医療機関を受診しづらいことや申請書等における性別欄の記載、性別に応じた服装規定など様々な悩みを抱えています。
- 「性同一性障害」という診断名については、世界保健機関において、障害ではなく性の健康に関する状態として整理され、「性別不合」という和訳が採用されています。
- 県の行政サービス・制度における、性的少数者の方々の不利益や不都合な取扱いを解消し、その取扱いを明確にするため、令和6年（2024年）に「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。



基本的方向と取組

多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深め、性的少数者を含む全ての人が自分らしく生きていける社会を実現するための取組を推進します。

啓発活動の推進

- 多様な性の在り方への理解や正しい認識が深まるよう、行政職員や事業者を対象とした研修を実施するとともに、教育機関における啓発活動を実施します。
- パートナーシップ宣誓制度の運用・周知を通じて、多様な性の在り方への県民の理解を促進するとともに、更なるサービスの拡充に向けて、市町村や民間事業者に働きかけます。

相談体制の充実

- 性的少数者に関する相談に応じ、本人や関係者などの心のケア、関係機関の紹介、情報提供などの総合的な支援を行います。

働く人の人権

現状と課題

- 企業等が社会的責任を果たす上で、人権が尊重される職場環境づくりや、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題です。しかし、職場におけるハラスメントや長時間労働、性別・障害・疾病・国籍等による不当な扱い等が問題となっています。
- セクシュアルハラスメントに加え、令和4年（2022年）からはパワーハラスメントについても防止措置が全事業主に義務付けられるなど、ハラスメント対策が強化されました。

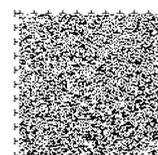
基本的方向と取組

県内企業・団体と人権尊重への取組を協働して進めるとともに、ハラスメントの防止や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスに配慮した安心して働くことのできる職場環境づくりに加え、性別・障害・疾病・国籍等を理由とした不当な扱いの防止と、誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進します。



研修・啓発の推進

- 企業等に対して、ハラスメント防止等に向けた取組をはじめとする人権が尊重される職場づくりに向け、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。また、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援します。



公正な採用と雇用の促進

- 本人の資質・能力に関係のない理由で不利益がない公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう啓発に取り組むとともに、高齢者や障害のある人等に対する就労支援施策を推進します。

働きやすい職場環境の推進

- 企業等に対して、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発や支援を行うことにより、働く人一人一人がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。
- 企業や団体において、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めるため、令和5年（2023年）に「和歌山こどもまんなか応援団」を創設し、参加企業に対してセミナーを開催するなど、企業間の様々な活動を活性化させ、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進します。
- 企業や団体における女性活躍やジェンダー平等への理解促進を図るため、優れた取組に対する顕彰、各種セミナーやシンポジウムの開催などを通じて、ジェンダーにかかわらず能力が発揮できる環境づくりを進めていきます。

その他の人権課題

(北朝鮮当局による拉致被害者等の人権、被疑者等の人権、患者の人権、アイヌの人々の人権等)

●北朝鮮当局による拉致被害者等の人権

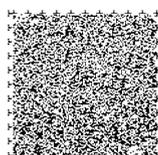
拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、この問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、国等と連携して啓発活動に取り組めます。

●被疑者等の人権

被疑者には不当に身体拘束されない権利や、一定の条件のもとに国選弁護人選任制度などが、被告人には国選弁護人選任制度や迅速な裁判を受ける権利などが保障されています。

●患者の人権、アイヌの人々の人権等

それぞれの課題の状況に応じた取組を行っていきます。



第4章 施策の総合的な推進

人権行政の推進体制等の整備

県の推進体制

人権行政を県政の重要な柱として位置づけ、人権局が核となって総合的に施策を推進します。

公益財団法人和歌山県人権啓発センターの充実

多様な媒体を活用した総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関等との連携・協働による効果的な啓発・研修の実施及び講師の派遣、人権に関する様々な相談への対応などの機能のより一層の充実が図れるよう支援します。

国、市町村、関係団体等との連携

和歌山地方法務局や和歌山県人権擁護委員連合会などと連携した取組を推進します。また、市町村と人権に関わる情報を共有し施策の連携を図るとともに、人権施策の方針等の策定、人権課題解決のための諸施策に関する助言や財政面での支援に努めます。

県民、企業、NPO等との連携・協働

県民や企業、NPO等との連携・協働を図ることにより、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進します。

人権施策等の公表と基本方針の見直し

県が実施した人権施策を定期的に公表します。また、本基本方針は社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを実施します。

【参考】公益財団法人和歌山県人権啓発センターのご案内

公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、人権問題に関わる各種資料や情報の収集・発信、人権啓発教材の充実、講師の派遣をはじめ、様々な啓発を行っています。人権ライブラリーでは、図書やDVDの貸出を行っていますので、ご利用ください。また、人権ホットラインでは、日頃、生活の中で人権に関するお困りごとなどの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

施設紹介



人権ライブラリー

- 人権に関する図書・資料



人権ギャラリー

- 各種資料展示
- 人権問題の研修会等として無料貸出
(内容に制限あり)

人権ライブラリー・ギャラリー利用時間

月曜～土曜 9:30～17:00

(日曜、祝日、振替休日、12/29～1/3は休館)

人権ホットライン



常設相談

開設日時 月曜～金曜 9:00～16:00 (祝日・年末年始除く)

相談方法 電話相談、面談相談

[TEL.073-421-7830] [FAX.073-435-5421]



弁護士による相談(事前予約制)

開設日時 奇数月 第2土曜・第4木曜

偶数月 第2・第4木曜

いずれも 13:00～16:00

(祝日の場合は原則、その翌日)

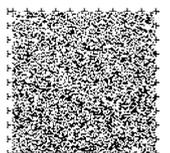
相談方法 センター来所による面接相談

又は振興局来所によるオンライン相談

[TEL.073-435-5420] [FAX.073-435-5421]

所在地 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛2F

TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421 e-mail mail@w-jinken.jp



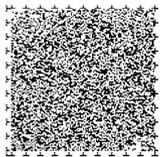
じんけん 人権にかか おも そつだんまどぐち
人権に関わる主な相談窓口

令和7年3月末現在

人権全般・同和問題(部落差別)	公益財団法人 和歌山県人権啓発センター 【人権ホットライン】 ☎ 073-421-7830 FAX 073-435-5421 相談日 = 月～金曜 9:00～16:00 【弁護士による法律相談】(要予約) ☎ 073-435-5420 FAX 073-435-5421 相談日 = 奇数月: 第2土曜・第4木曜 偶数月: 第2・4木曜 いずれも 13:00～16:00 (振興局からのオンライン相談も可) 県庁人権局 ☎ 073-441-2563 FAX 073-433-4540 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 振興局総務県民課 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45
	【児童相談所 SNS 相談・無料ダイヤル】 親子のための相談 LINE 月～金曜 10:00～20:00 虐待対応 ☎ 189 相談専用 ☎ 0120-189-783 (いずれも 24 時間対応) 【児童相談所】 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 県中央児童相談所 ☎ 073-445-5312 FAX 073-445-3770 県紀南児童相談所 ☎ 0739-22-1588 FAX 0739-22-1917 (新宮分室) ☎ 0735-21-9634 FAX 0735-21-9648
	和歌山児童家庭支援センターさずな ☎ 073-460-8044 FAX 073-460-8480 相談日 = 月～金曜 9:00～18:00 (要予約) くまのっ子児童家庭支援センターのこのこ ☎・FAX0739-45-8818 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 県教育庁【教育相談電話】 ☎ 073-422-7000 (和歌山市) ☎ 0739-23-1988 (田辺市) 相談日 = 月～金曜 9:00～12:00/13:00～17:00 【子ども SOS ダイヤル】 ☎ 073-422-9961 (24 時間対応) 【県警察本部少年相談】 メール ☎ 073-423-0110 (代表) 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 (祝日年末年始を除く) 【若者総合相談】 With You (ウィズ・ユー) HP ☎ (わかやま) 073-428-0874 ☎ (きのかわ) 0736-32-0874 ☎ (南紀) 0739-24-0874 相談日 = 月～金曜 10:00～17:00
医療的ケア児等 医療的ケア児等支援センター(県庁障害福祉課内) ☎ 073-435-2030 FAX 073-432-5567 相談日 = 月～金曜 9:00～17:00 (面接は要予約)	
心の悩み	県精神保健福祉センター FAX 073-435-5193 【こころの電話】 ☎ 073-435-5192 相談日 = 月～金曜 9:30～12:00/13:00～16:00 【自殺防止相談 はあとライン】 ☎ 0570-064-556 (24 時間対応) 【ひきこもり来所相談】 ☎ 073-424-1713 (要予約) 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45
旧優生保護法	県庁健康推進課 FAX 073-428-2325 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 【ハンセン病】 ☎ 073-441-2643 【旧優生保護法】 ☎ 073-441-2642
A・D・S	【エイズ夜間電話相談】 ☎ 073-474-3222 相談日 = 火曜 19:00～21:00
長期療養児	県難病・子ども保健相談支援センター ☎ 073-445-0520 FAX 073-445-0603 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45

外国人の生活	県国際交流センター ☎ 073-435-5240 【日本語・英語】 相談日 = 月・火・木・金・土・日曜 10:00～16:00 【中国語・フィリピン語】 相談日 = 月・木・土曜 10:00～16:00 【ベトナム語】 相談日 = 木・日曜 10:00～16:00 【メール】 wa-world@wixas.or.jp
ジェンダー・DV・性暴力等	県 DV 相談支援センター ※振興局健康福祉部でも受付 ☎ 073-445-0793 FAX 073-447-1587 相談日 = 【電話】9:00～22:00 (受付は 21:30 まで) 【面接】 月～金曜 9:00～17:45 (要予約) 紀南 DV センター ☎ 0739-24-3322 (24 時間対応) 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」 ☎ # 8891 ☎ 073-444-0099 相談日 = 【電話】24 時間 (22:00～翌 9:00 はコールセンター対応) 【面接】 月～金曜 9:00～17:45 (要予約)
	県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」 ☎ 073-435-5246 FAX073-435-5247 (面接は要予約) 【総合相談 / 男女とも】 相談日 = 【電話】火～日曜 9:00～22:00 (日曜は 16:30 まで) 【面接 / 女性のみ】 火～日曜 9:00～16:30 (日曜は 15:00 まで) 【カウンセリング(電話・面接) / 女性のみ】 相談日 = 原則第2金曜、第4土曜 13:00～15:40 【法律相談(面接) / 女性のみ】 相談日 = 不定期 13:00～14:50 【男性相談(電話) / 男性のみ】 相談日 = 第2水曜 16:00～19:30 【LGBTQ 相談(電話・面接)】 相談日 = 原則第1土曜 14:00～18:00
	【保健師による電話・メール相談】 相談日 = 【電話】月～金曜 9:00～17:45 岩出保健所 ☎ 0736-61-0049 FAX 0736-62-8720 湯浅保健所 ☎ 0737-64-1294 FAX 0737-64-1290 田辺保健所 ☎ 0739-26-7952 FAX 0739-26-7935 【メール】 e0412004@pref.wakayama.lg.jp 【医師による面接相談(要予約: 上記保健所)】
不妊の悩み	【障害者権利擁護相談(弁護士相談)】 和歌山弁護士会 ☎ 073-422-4803 FAX 073-436-5322 相談日は年度によって異なりますので、詳細については 県庁障害福祉課へお問い合わせください。 県庁障害福祉課 ☎ 073-441-2532 FAX 073-432-5567
障害のある人	県発達障害者支援センター ボラリス ☎ 073-413-3200 FAX 073-413-3020 相談日 = 月～金曜 10:00～12:00/13:00～16:00 (水曜の午前中を除く) 県障害者権利擁護センター(使用者による虐待等相談) 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 ☎ 073-432-5557 FAX 073-432-5567
認知症	認知症の人と家族の会和歌山県支部 ☎ 0120-783-007 ☎ 073-432-7660 FAX 073-432-7661 相談日 = 月～土曜 10:00～15:00 ※地域包括支援センターでも受付
労働	県労働相談室 ☎ 073-436-0735 相談日 = 火～金曜 16:00～20:00 土・日曜 10:00～16:00 県労働委員会(要予約) ☎ 073-441-3781 FAX 073-423-3012 相談日 = 第1・3水曜 13:00～15:00
犯罪被害者	県庁県民生活課 ☎ 073-441-2350 FAX073-433-1771 相談日 = 月～金曜 9:00～17:45 公益社団法人紀の国被害者支援センター ☎ 073-427-1000 FAX073-488-6219 相談日 = 月～金曜 10:00～16:00 土曜 13:00～16:00

海草振興局地域づくり部総務県民課 TEL 073-441-3344 FAX 073-432-7837	那賀振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007	伊都振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916
有田振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256	日高振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906	西牟婁振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962
東牟婁振興局地域づくり部総務県民課 TEL 0735-21-9650 FAX 0735-21-9636		



※面接相談、弁護士相談は事前予約が必要です。
 ※祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なりますので、詳細はお問い合わせください。

発行元: 和歌山県共生社会推進部人権局人権施策推進課 (〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1
 電話 073-441-2566 FAX 073-433-4540 県ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/>

令和7年
3月発行

